

ネットワーク中立性に おける問題

2019-9-11 R114514 みんな

海外また
日本の現状

ゼロレーティングや
帯域制御

ネットワーク中立をめぐる問題点

通信の秘密への侵害

法律上の解釈

海外また日本の現状

- アメリカ
米連邦通信委員会（FCC）が規制を撤廃した、各州によって州法における規制が進んでいる
- 中国
法律により規制が特にはないが、プロバイダー(ISP)はクレームを回避するため、特定のサービスなどに規制することがない
- 日本
法律上の規制がないため、プロバイダーなどの通信事業者は各自でゼロレーティングや帯域制御を行っている

ゼロレーティングや帯域制御

- 通信内容によって、速度や料金が差別を出て、アプリの開発者と一般ユーザーの選択を影響する
 - ⇒プロバイダーが支持されたサービスの方が通信速い
 - ⇒ユーザーがこのサービスを選ぶ
 - ⇒優越的地位の濫用(?)
- 実現するため、通信内容を分析しなければならない
 - ⇒分析することで、プロバイダーに通信内容が見られる
 - ⇒履歴を分析することで、利用者のユーザー像を描ける
 - ⇒通信の秘密への侵害(?)

通信の秘密への侵害

- 利用者
通信内容そのものだけでなく、通信を行なった時間・場所・相手なども含む
- 通信事業者
サービスの内容によって、「正当業務行為」の対象もなる

サービスの提供とプライバシーの保護のバランスはどう取る？

法律上の解釈

- 日本国憲法
第二十一条
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。**通信の秘密は、これを侵してはならない。**
- 電気通信事業法
第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、**検閲してはならない。**
第四条 電気通信事業者の取扱中に係る**通信の秘密は、侵してはならない。**
- 刑法第35条 法令又は**正当な業務**による行為は、罰しない。

これから

- 取り扱った情報の保存期間を明記しよう
- 業務によって、通信内容を見ることを、利用者に理解させる
- 通信事業者の帯域制御のルールを公開すべき

.....

参考文献

1. ネットワーク中立性をめぐる議論, 神足 祐太郎, レファレンス = The reference 67(12), 77-102, 2017-12 国立国会図書館
2. 通信の秘密の憲法解釈論, 曾我部, 真裕, Nextcom (2013), 16: 15-23, KDDI 総研
3. 電気通信事業法及び通信（信書等を含む）の秘密, 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第二課, 平成30年8月10日, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/benkyoukai/siryou4.pdf
4. 「ゼロレーティング」とネットワーク中立性, 林 秀弥, 情報通信政策研究 1(1), 9-34, 2017, 総務省情報通信政策研究所